

那須塩原市単独補助金等審査中間報告
《平成 21 年度審査結果報告》

那須塩原市単独補助金等審査会

平成 22 年 1 月

《 目 次 》

はじめに	1
第1章 市単独補助金等審査会設置の経緯	2
1 補助金等見直しの経緯	2
2 見直しの対象となる補助金等	3
3 市単独補助金等審査会の目的と審査項目	4
第2章 審査方法及び評価の方策	5
1 審査の進め方	5
2 評価の方策	5
(1) 評価基準	5
(2) 評価採点	6
(3) 評価結果による補助金等の見直しの方向性	6
第3章 審査結果及び今後の課題	7
1 審査結果	7
(1) 審査結果の概要	7
(2) 現行市単独補助金の現況	8
2 今後の課題等	8
(1) 交付年限・見直し時期の設定	8
(2) 繰越金・余剰金等への対応	9
(3) 類似団体に対する補助金等の整理統合	9
資料編	
資料No.1 平成21年度那須塩原市単独補助金等審査結果一覧	13
資料No.2 市単独補助金等審査調査票（担当課用）様式	21
資料No.3 市単独補助金評価シート（担当課用）様式	23
資料No.4 那須塩原市単独補助金等審査票（審査会用）	25
資料No.5 平成21年度那須塩原市単独補助金等審査会開催経過報告	27
資料No.6 那須塩原市単独補助金等審査会設置要綱	29

はじめに

那須塩原市単独補助金等審査会は、市が単独で交付する補助金等について、社会情勢や市民ニーズに照らし、真に適正なものであるかどうかを審査するための第三者機関として、平成21年6月に設置された。

当審査会では、平成20年度の予算に計上された200事業・約11億円の市単独補助金を対象に、市の交付基準（審査基準）に基づき、本年度から3年間の計画で個々の補助金等の見直しの方向性等について審査を行い、市長に報告していくことになる。

補助金等の見直しに関する最終的な報告は、平成23年12月頃を予定しているが、交付される補助金等が市民の貴重な税金で賄われていることから、これまでの審査過程における議論、意見等をもとに一定の整理を行い、可能なものから早急に実現されることを期待して、ここに中間報告するものである。

なお、当審査会における補助金等の見直しは、単に現行の補助金等を廃止、縮減するという視点ではなく、補助金等の内容が、市民ニーズや地域社会の要請に応え得る公益性があるかどうかなどの観点で審査・評価を行ったものであり、交付団体等の存在意義や活動の内容などに言及したのではないことを念のため申し添える。

市においては、当審査会の審査結果を踏まえ、補助金等が真に市民の福祉の向上、市民との協働によるまちづくりのより一層の進展に大きく寄与されることを希望する。

平成22年1月28日

那須塩原市単独補助金等審査会

委員長	松木	隆雄
同職務代理者	肥塚	澄江
委員	伊吹	桂子
委員	星野	岳央
委員	室井	正樹

第1章 市単独補助金等審査会設置の経緯

1 補助金等見直しの経緯

那須塩原市では、平成17年1月の合併以降、補助金等の交付に関する統一的な基準がなかったため、合併前の旧市町時代から引き継いだ補助金制度をそのまま運用し、補助対象となっている事業等の評価が適正に行われていないケースが多く存在してきた。

補助金の交付に際しては、市民もしくは市民団体などの多様な主体（補助の受け手）と行政との「協働」を前提とした、真に市民福祉の向上に役立つ事業や活動（公益性）に対して交付されるべきものであり、合併後に策定された「那須塩原市行財政改革大綱」においても、補助金のあり方について本来の意義や役割、必要性等を十分検討すべきとされている。

また、補助金等は、市民が主体となって取り組む公益活動への行政的支援としての要素はもちろん、今後の市民と行政による協働のまちづくりを進めていく上でも大切な要素となっていることから、公平性と透明性をもった制度や基準の下で運用されることが求められている。

このようなことを踏まえ、市では市民と行政・市民と市民との相互理解を得ながら、公金の適正な支出と補助事業の活性化を進めることを目的として、補助金の統一的な交付基準や審査方法の検討・整備に取り組み、市が単独で交付している補助金及び交付金に関する見直しの基本方針を平成20年7月庁議において決定し、平成21年度から見直すこととした。

補助金見直しに関する市の上位計画の考え方は、次のとおりとなっている。

◆那須塩原市行財政改革大綱（関連部抜粋）

5 行財政改革検討項目と改革の方向

- (1) 事務事業の再編・整理、廃止、統合
- ② 補助金等の見直し

○現状と課題

補助金や交付金については、一度交付すると固定化や既得権化しがちですが、本来の意義、役割、必要性等について十分に検討する必要があります。

事業によっては、補助事業として実施する方が大きな効果を得られる場合もあり、総合的な比較が必要です。

法令外の負担金についても、協議会等の必要性や負担金の使途について精査する必要があります。

◎改革の方向

*行政の責任分野、経費負担の在り方、効果等を検証・検討します。

*補助金は、交付目的等の明確化、交付基準の適正化を図り、安易な支出を抑制します。

*協議会等の必要性を再検討するとともに、類似の団体を統合するなど、合理化を図ります。

◆那須塩原市集中行財政改革プラン（関連部抜粋）

(1) 事務事業の再編・整理、廃止、統合

② 補助金等の見直し

補助金等の必要性や目的ならびに団体等におけるその用途を検証し、適正化のため見直しを行います。

◇市単独補助金・交付金については、次のとおり取り組みます。

事務事業名	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期（年度）				部局名
				H18	H19	H20	H21	
補助金交付規則（市単独補助金の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> * 団体運営の支援、事業の奨励の二つに大別される。 * 既得権益化されたものが見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> * 全ての補助金の必要性について見直す。 * 見直しに当たっては補助金を検討する組織を立ち上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> * 公平性の確保 * 財源の効果的配分と健全財政の確保 	見直し方針作成	検討組織による見直し	見直し後の交付	⇒	総務部

2 見直しの対象となる補助金等

見直しの対象となる補助金等は、平成20年度の予算に計上された補助金等のうち、法律・条例、協定書等によるもののほか、国・県補助金等にあわせて交付する協調補助金などの義務的なものを除き、市が単独で交付している補助金及び交付金（以下「市単独補助金」という。）である。平成20年度の予算では200事業・約11億円が計上されており、単独補助金を所管する部局、性質別で見ると、次のように分類される。

■各部局の事業数

企画・総務	生活環境	保健福祉	産業観光	建設	教育委員会	上下水道	議会事務局	合計
31	15	28	60	9	52	4	1	200

■性質別分類

区分	補助金の性質	事業数
① 団体運営補助	公益上必要な団体の運営に対し補助を行い、その存続を図るためのもの。	60
② 団体育成補助	公益的な活動を行う団体の設立時に、当面その運営基盤が脆弱であるため、自主運営が可能となるまでの間の助成を行うもの。	5

③ 建設補助	公益上必要な施設などの建設、修繕、整備等に対するもの。	8
④ 事業補助	公益上必要な各種ソフト事業実施に対するもの。	40
⑤ 行事補助	公益上必要な各種イベント（まつりや各種大会など）の実施に対するもの。	25
⑥ 政策的補助	行政が主導的に設置した団体（公社など）に対するもの。	7
⑦ 奨励的補助	特定の団体などの活動を市民に普及啓発すること、または特定の活動を行政が奨励することで行政効果を高めることを目的とするもの。	34
⑧ 義務的補助	契約、債務負担行為などにより助成するもの、および法令例規により行政の事務を委託している団体などへのもの。	8
⑨ その他	上記①～⑧の区分のいずれにも該当しないもの。	13
補助金（事業）計		200

3 市単独補助金等審査会の目的と審査項目

那須塩原市単独補助金等審査会（以下「審査会」という。）は、市単独補助金の内容が各部局・各分野にわたることから、見直しにあたっての公平・公正・透明性等を確保するとともに、各補助金等が社会情勢や市民ニーズに照らし、真に適正なものであるかどうかを審査するための第三者機関として、平成21年6月に設置した。

当審査会では、市単独補助金200事業を次に掲げる審査項目に基づき、毎年3分の1ずつ、3年間ですべての補助金の見直しの方向性等について審査していくことになる。

◆審査項目

- ☞ 補助金の的確性に関すること。
- ☞ 補助金の目的達成度の評価に関すること。
- ☞ 補助金の交付見直しの方向性に関すること。
- ☞ その他補助金の審査に関すること。

第2章 審査方法及び評価の方策

1 審査の進め方

当審査会は、交付される市単独補助金の内容等が、社会情勢や市民ニーズに照らし、真に適正なものであるかどうかの審査を行い、補助金ごとの見直しの方向性を市長に報告することになる。当審査会における審査の進め方は、原則として次により行うこととした。

① 調査票・実績報告等関係資料の提出

事務局から補助金を所管する各担当課に、補助金等審査調査票（資料編・資料No.2参照）、補助金評価シート（資料編・資料No.3参照）、実績報告書などの審査に必要となる関係資料の提出を求める。

② 関係資料の説明・質疑応答

当審査会の開催ごとに、おおむね10事業程度の市単独補助金が審査対象案件として示される。見直しにあたって各担当課から提出された①の関係資料について、説明・質疑応答を行い、審査会閉会后、各委員は関係資料を持ち帰り、さらに関係資料を精査し、補助金ごとの評価採点を行う。

③ 個別審査及び審査票の提出

説明・質疑応答をもとに、各委員は資料編・資料No.4の那須塩原市単独補助金等審査票（以下「審査票」という。）により、個々の補助金について評価採点を行い、審査票を事務局に提出する。

④ 審議（見直しの方向性等）

各委員から提出された審査票をもとに、事務局において補助金ごとの評価採点集計一覧を作成し、その結果を参考として、委員の合議により個々の補助金の見直しの方向性、附帯意見などの結論を出す。

⑤ 審査結果の市長報告

補助金ごとに見直しの4つの方向性にまとめた審査結果を市長に報告する。

2 評価の方策

(1) 評価基準

評価は、①目的妥当性・公益性、②有効性・効率性、③公平性の3区分、5つの観点から設定した10審査項目の組み合わせによる審査票をもとに、各委員が50点満点で採点を行い、その合計点を委員数で割り戻した平均点で、補助金交付の是非を客観的に判断することとした。

① 目的妥当性・公益性（15点）

- ア 税金を投入して行う事業・活動であるか。
- イ 事業目的や目標は明確であり、現在の社会情勢や市民ニーズにあっていいるかどうか。
- ウ 事業目的は未達成で、今後も補助を継続して行う必要があるか。

② 有効性・効率性（25点）

- ア 補助金に対して、十分な成果・効果が見込めるか（費用対効果など）。
- イ 団体等の会計処理及び使途が適切か。
- ウ 補助対象の範囲や単価、補助率は適切であるかどうか。
- エ 団体等の決算における繰越金や余剰金は適切か。
- オ 会費の徴収など自主財源の確保や自立的運営に努めているか。

③ 公平性（10点）

- ア 特定の団体や個人ではなく、広く市民に効果が及んでいるかどうか。
- イ 受益者負担額は公平であり、かつ受益と負担の関係は適正か。

(2) 評価採点

前項の(1)評価基準で述べた3つの審査項目で掲げられている項目について、次の区分から各委員それぞれ、合計50点満点で採点を行った。

- A（＝5点）・・・評価は高い（審査項目に対して、8割以上当てはまる場合）
- B（＝3点）・・・評価は普通（審査項目に対して、6割程度当てはまる場合）
- C（＝1点）・・・評価は低い（審査項目に対して、あまり当てはまらない場合）
- D（＝0点）・・・評価に値しない（審査項目に対して、全く当てはまらない場合）

(3) 評価結果による補助金等の見直しの方向性

審査にあたっては、各委員が補助金を所管する各担当課からの関係資料と説明・質疑応答をもとに評価採点した結果から平均点（各委員の採点の合計を当該委員数で除し、小数点以下を切り捨てたもの）を算出し、その結果を参考に、委員の合議により、各市単独補助金の見直しの方向性、附帯意見など審査会としての結論を出した。

平均点	今後の見直しの方向性	
40点以上	継続	・交付基準に適合しており、継続して補助の必要性が認められるもの。
30～39点	改善	・補助の必要性はあるが、改善すべき事項があるもの。 ・類似目的補助金の整理統合を検討すべきもの。 ・補助金ではなく、他費目に組替えるべきもの。
	減額	・費用対効果が薄いもの ・自主財源の確保など自助努力が弱いもの。 ・繰越金、余剰金が多いもの。 ・補助対象とすべきでない経費があるもの。
29点以下	廃止	・補助目的が達成されているもの。 ・社会情勢や市民ニーズに適合せず、必要性が薄いもの。 ・長期にわたる補助で効果が不明確または乏しいもの。 ・目的があいまいになっているもの。 ・会計処理、補助金の使途が適切でないもの。 ・交付基準に不適合の事業や団体への補助であるもの。

第3章 審査結果及び今後の課題

1 審査結果

平成21年度審査分の市単独補助金57事業のうち、平成21年度・平成22年度で廃止、または廃止となる6事業については、当審査会の審査対象から除外し、残り51事業の市単独補助金について審査を行った。

なお、当審査会による審査は、貴重な税金で賄われている市単独補助金が、交付基準に基づき、適正に管理、経理がされているかどうか、その使途が本来の目的に沿っているかどうか、そして市民の利益のために効果的であるかどうかなどを、第三者の立場で客観的に判断したものであり、補助金交付団体等の存在意義や活動の内容などを審査・評価したものではないことを、念のため申し添える。

3年間の審査初年度となる平成21年度分の審査の結果を、中間報告として次のとおり報告する。また、市単独補助金ごとの審査結果及び審査過程における附帯意見などは、資料編・資料No.1「平成21年度那須塩原市単独補助金等審査結果一覧」のとおりである。

(1) 審査結果の概要

本年度審査分の市単独補助金51事業の審査結果を、総括・補助金等の性質別・各部局別で見ると、次のとおりとなる。

■総括

1	平成21年度審査対象件数	57件	
2	既に廃止、または廃止される件数	6件	
3	実審査件数	51件	
	審査結果 (見直しの方向性)	① 継続 (40点以上)	31件
		② 改善・減額 (30~39点)	14件
		③ 廃止 (29点以下)	6件

■補助金等の性質別審査結果一覧

性質別	審査結果	審査結果 (見直しの方向性)			事業数
		継続 (40点以上)	改善・減額 (30~39点)	廃止 (29点以下)	
① 団体運営補助		16	9	1	26
② 団体育成補助					
③ 建設補助					
④ 事業補助		4	3	3	10
⑤ 行事補助		8	1	2	11
⑥ 政策的補助		1			1
⑦ 奨励的補助		2			2

⑧ 義務的補助		1		1
⑨ その他				
補助金（事業）計	31	14	6	51

■各部局別審査結果一覧

部局別	審査結果（見直しの方向性）			事業数
	継続 （40点以上）	改善・減額 （30～39点）	廃止 （29点以下）	
企画・総務	6			6
生活環境		1		1
保健福祉	5			5
産業観光	12	9	4	25
建設		2		2
教育委員会	8	2	2	12
上下水道				
議会事務局				
補助金（事業）計	31	14	6	51

(2) 現行市単独補助金の現況

審査を行った市単独補助金51事業の審査結果・見直しの方向性を見ると、補助金等を継続すべきとした事業と改善・減額及び廃止すべきとした事業数の割合は、6：4という結果であった。

しかし、補助金等を継続すべきとした事業の中でも、繰越金の比率が高いものや、活動等がマンネリ化・硬直化の傾向にあるもの、また、複数の同種外郭団体等に対する補助金等の整理統合など、さらなる検討が必要と思われる事業がいくつか見受けられた。

当審査会における審査の過程で議論された課題等を、今後の効果的・効率的な行財政運営を推進するための一助として、必要な見直しを検討されたい。

2 今後の課題等

(1) 交付年限・見直し時期の設定

今回審査・評価を行った市単独補助金のほとんどは、目的達成度を確認するための一つの目安となる交付期限が設定されていない状況にある。期限を設定せず、長きに渡り補助金等を交付することは、団体の自立や自助努力を損なうだけでなく、事業等に対する改善意欲、コスト意識などを低下させる一因にもなりかねない。

このことから、すべての市単独補助金に一定の交付年限、見直し時期を設定することで、団体の自主・自立を促すことができるとともに、社会情勢や市民ニーズ等との定期的な照合、検証により、必要な措置や対応などの見直しができる考える。

(2) 繰越金・余剰金等への対応

団体運営に係る補助金など、定額で交付している団体において、繰越金の金額や補助金等との比率が高いところが見つかり見受けられた。

このことから、定額の補助金を継続して団体等に交付する際には、繰越金や余剰金の状況を確認し、真に必要な補助額を精査した上で交付決定すべきと考える。

(3) 類似団体に対する補助金等の整理統合

現在も合併前の旧3市町単位で活動等を続けている類似団体に、それぞれ運営費・事業費に対する補助金を交付している。これらの類似団体については、設立経過や性格なども異なることから、3団体がそれぞれに活動等を行っているのも理解できなくはないが、同種・類似目的の補助金等を複数団体に交付している態様は、市民の目線からも非合理に映る。

類似団体への補助金については、補助金の効率化を視野に入れた補助金等の整理統合を検討すべきと考える。